

＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

ただし、本共通編の各解釈に対応する分野別の解釈集がある場合は、該当の分野別解釈集に従うものとします。

共⑳ 初回の審査において、受渡当事者間協定の内容をすべて提出することの必要性及び認証の範囲について

2013年3月29日

JIS 登録認証機関協議会

解 釈

認証審査において、受渡当事者間協定で適用した事項と JIS 規定事項は、同等である。

従って、協定事項も JIS 規定事項と同じ取扱いとなり、さらに、認証対象の協定内容を個別に具体的に整理して提示することが必要となる。

以下に、その骨子を掲げる。

- (1) 品質、試験・検査など、事項自体が当該 JIS で協定による定めとされている場合：
認証対象とする事項すべてに係る品質管理体制（生産条件や試験・検査も含む）を、申請者が社内規格・標準に定め、その体制及び製品の工場審査及び製品試験を受ける。それを経て認証又は認証継続が決定された協定製品が、JIS マーク表示認証対象となる。
- (2) 試験・検査事項の合否判定基準（値・レベル）が当該 JIS で協定による定めとされている場合：
認証対象とするすべての協定事項について、認証対象とする判定基準を申請者が社内規格・標準に定め、その体制及び製品の工場審査及び製品試験を受ける。それを経て認証又は認証継続が決定された協定製品が、JIS マーク表示認証対象となる。
- (3) 認証又は認証継続の決定を得て JIS マーク表示を行う協定適用製品は、引き続き（1）及び（2）のいずれも満足していなければならない。
- (4) どの協定及び／又は協定事項並びに判定基準を認証対象とするか／しないかは、申請者が（1）及び（2）に基づき、申請を行う段階で予め識別・分類し、認証対象とするもののみを申請しなければならない。
- (5) 製品試験は、協定が1つしかなければそれが対象となる。複数ある場合は、（1）及び（2）の認証対象範囲をカバーする必要なサンプリング数となるよう、「（1）の協定事項と（2）の値・レベルとの組み合わせ等によるサンプリング」を実施する。

以 上